

意見検討結果一覧表

（案名：岩手県広域サイクリングルート（案）についての意見募集）

番 号	意 見	類似意見 件数 (件)	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	・盛岡～宮古間にルートの設定がない。従前からの主要道なので、加えて欲しい。	0	・一般国道 106 号については、自動車専用道路区間と一般道路区間が混在しており、サイクリストが誤進入する恐れがあるなど、安全性の観点から、現時点ではルート設定していません。 ・今後の自動車専用道路の整備状況を踏まえ、幅広く意見を伺いながら検討していくこととします。	D（参考）
2	・検討会議構成員の方に、実際に自転車で走行して欲しい。	0	・広域サイクリングルートの設定後、時期を考慮しながら、検討会議構成員やサイクリストを募り、各ルートにおけるテスト走行を実施することとしています。	D（参考）
3	・県内外のサイクリストが、岩手県のサイクリングルートは安心して走りやすい、と思えるようなものにして欲しい。	0	・県内外のサイクリストに対して、安心して走行していただける環境づくりに努めていきます。	D（参考）
4	・観光、宿泊施設等を記載したガイドブックを発行して欲しい。	0	・今後、サイクリングルートの整備と並行して、サイクリスト向けの情報コンテンツの充実を図る予定としています。	D（参考）

番 号	意 見	類似意見 件数 (件)	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
5	・住田町は南ルートに含まれているが、三陸ジオパーク活動の普及、発展及び地域振興の取組を推進していることから、東ルートに入れて欲しい。また、世田米商店街を通るルートを希望する。	0	・住田町は、三陸ジオパーク活動の普及、発展及び地域振興の取組を推進しているほか、イコウエルすみたなどの震災の復興、伝承に関する施設がルート沿線に存在し、ルートのテーマと合致することから、東ルートに組み入れます。なお、住田町は歴史的な蔵の町であることから、南ルートのテーマにも合致しているため、東ルート及び南ルートの重複区間とします。 ・御意見のとおり、世田米商店街を通るルートに見直しします。	A (全部反映)
6	・関連市町村と連携して、広域サイクリングルートから伸びる地域ルートも充実させて欲しい。	0	・広域サイクリングルートの検討にあたって、各市町村に意見を伺いながら検討しているところであり、今後も各市町村と連携しながら、地域ルートの充実を図っていきます。	D (参考)
7	・サイクリスト用の情報提供 (コンビニ、トイレなど) を充実させて欲しい。	0	・今後、サイクリスト向けの情報コンテンツの作成を予定としており、サイクリスト向けの情報 (休憩施設など) の充実を図っていきます。	D (参考)
8	・広域サイクリングルートのウェブサイトの提供をお願いしたい。	0	・今後、サイクリスト向けのガイドブック (マップ) の紙媒体の作成と並行して、ウェブサイトの作成・立上げも検討しており、サイクリスト向けの情報コンテンツの充実を図っていきます。	D (参考)
9	・ロングライド向きの基本情報 (駐車場、駅、道路の高低差、宿泊施設、バス停) があると便利なので、充実させて欲しい。	0	・今後、サイクリスト向けの情報コンテンツの検討の際、ロングライド向きの基本情報の充実を図っていきます。	D (参考)

番 号	意 見	類似意見 件数 (件)	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
10	・ 試走会の定期開催、SNS での拡散などの周知方法を検討して欲しい。まずは、県内の自転車愛好家や初心者に参加していただくようにして欲しい。	0	・ 今後、時期を考慮しながら、試走会の実施を検討していきます。周知方法については、県ホームページや当課の SNS アカウント (Instagram) を活用しながら、周知を図っていきます。また、自転車愛好家や初心者にも積極的に参加いただけるように努めていきます。	D (参考)
11	・ 歴史や観光名所を盛り込んで欲しい。	0	・ 現在、ルート案に、主要な観光名所や世界遺産等を記載しています。 ・ 今後、サイクリスト向けの情報コンテンツの充実を図っていきます。	C (趣旨同一)

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外のときは削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区 分	内 容
A (全部反映)	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B (一部反映)	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C (趣旨同一)	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D (参考)	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E (対応困難)	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F (その他)	その他のもの (計画等の案の内容に関する質問等)

3 意見 (類似の意見をまとめたものを含む。) 数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。